



Japan Boxing Commission

Tokyo Dome 1-3-61 Bunkyo-ku, Tokyo, Japan

Tel: 813-3816-5761 Fax: 813-3816-5761

2025年4月10日

告示

処分対象者 福重 浩輝
ライセンス種別 ボクサー
ライセンス番号 49769

1 処分内容

処分対象者は、JBCルール第115条第19号に定める反則行為があったと認められることから、制裁規程第2条第1項第2号に基づき、戒告処分とする。

2 処分対象事実

処分対象者は、2025年2月24日、阿倍野区民センター（KWORLD 3）での第5試合 浜崎隆広選手との対戦（6回戦）において、第4ラウンド、浜崎隆広選手に対し、ホールディングをした上、グローブの親指の部分で相手の鼻先を擦った。

3 処分理由

- (1) JBCルール第115条第8号において、「スポーツマンシップに反する行為をすること。」を反則行為として禁止されている。
- (2) 処分対象者は、第4ラウンド、浜崎隆広選手に対し、ホールディングをした上、グローブの親指の部分で相手の鼻先を擦った。
- (3) 当該行為は、相手選手を侮辱し、スポーツマンシップに反する行為であるため、制裁に値するものである。
- (3) 処分対象者は、2024年6月1日、6か月のライセンス停止処分（終期は2024年10月末日）の制裁処分を受けていた。それにもかかわらず、今回、JBCルールに違反して反則行為を行っていることを踏まえると、制裁処分として厳重注意ではならず、戒告が相当であると考えられる。

(4) よって、制裁規程第2条第1項第2号に基づき、処分対象者に対し、戒告処分を行う。

以 上

一般財団法人日本ボクシングコミッション